

# 第2章

## 生活支援に関する 施策等

母子家庭の就業・自立を進める上では、生活支援に関する施策の推進が必要である。また、父子家庭においても、就業状況については、常用雇用が多いなど母子家庭に比べ相対的に恵まれているものの、子育て支援、家事支援の必要性は高く、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する生活支援策の推進が求められる。

## 1 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、修学等や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等の支援を行う母子家庭等日常生活支援事業の着実な推進を図っていく。

## 2 子育て短期支援事業

母子家庭の母等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合のための短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業の着実な推進を図っていく。

また、子育て短期支援事業については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに、ショートステイ事業を870か所、トワイライトステイ事業を560か所で実施することを目標としている。

## 3 ひとり親家庭生活支援事業

生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、母子家庭等の地域での生活について総合的に支援を行うひとり親家庭生活支援事業の着実な推進を図っていく。

## 4 母子生活支援施設

### （1）母子生活支援施設と自立支援

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合に、当該母子を母子生活支援施設に入所させて、必要な生活指導を行い、就労も含め、社会的な自立を図っていく。

### （2）母子生活支援施設の保育機能の活用

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供しており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

### (3) 小規模分園型母子生活支援施設の実施

近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などの小規模分園型母子生活支援施設において、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を行っており、引き続き、こうしたサービスを提供していく。

## 5 居住の安定確保

母子家庭等の居住の安定を確保を図るため、公営住宅について、引き続き、地方公共団体の判断による優先入居の活用を図る。また、都市再生機構賃貸住宅についても、その募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行う。

雇用促進住宅については、母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象とする取扱いを行っており、この取扱いを引き続き行っていく。

民間賃貸住宅については、引き続き、民間事業者による家賃債務保証サービスの取組状況の把握に努める。



度までに140か所で実施することとしている。

## 5 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）については、「子ども・子育て応援プラン」において、平成21（2009）年度までに1,500か所（全国の市町村の約4割）で実施することを目標としているほか、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）において、特定事業（同プランにおいて具体的数値目標を定め、重点的に推進する事業）に位置づけられており、引き続き推進を図っていく。

## 6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、平成21（2009）年度までに全国で17,500か所とすることとしており、平成17（2005）年度予算においては、対前年度800か所増の13,200か所分、95億円の予算を計上し、引き続き推進を図っていく。

なお、放課後児童クラブにおける母子家庭等の優先的利用については、平成15（2003）年3月に「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」の通知において、保護者の就業や求職活動、職業訓練などを行うことができるよう、各放課後児童クラブにおいて優先的に利用できるよう配慮を求めたところであり、引き続き周知を図っていく。

# 第3章

## 自立を促進するための経済的支援策等

## 1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知していくように地方公共団体に助言するなど、母子家庭の自立の促進に寄与するよう、引き続き、適切な運用に努めていく。

児童扶養手当の平成17（2005）年度の手当額は、全額支給の場合の月額が41,880円、一部支給の場合の月額は41,870円から9,880円までの10円きざみの額である。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

## 2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を助成するとともに生活意欲を助長し、その扶養している児童の福祉を増進するため、引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。

また、平成17（2005）年度においては、新たに、修学資金のうち、大学、高等専門学校、専修学校の貸付限度額について、自宅限度額を81,000円（平成16年度は79,500円）、自宅外限度額を96,000円（平成16年度は94,500円）に引き上げることとしており、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については42万円（平成16年度は36万円）に、私立大学については59万円（平成16年度は52万円）に引き上げることとしている。

さらに、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の技能習得資金及び修業資金の据置期間を1年（平成16年度は6か月）に延長することとしている。

## 3 養育費の確保策

引き続き、地方公共団体の相談業務において「養育費の手引き」を活用することなどにより、母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していく。

また、養育費の確保を進めるため、市町村の窓口で離婚届の用紙を受取りに来た時に、併せて手交するための「養育費に関するリーフレット」を作成し、養育義務の周知及び養育費の取決めの推進を図ることとしている。